

三次市教育委員会議案第12号

三次市教育委員会委員長の選任について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第12条第1項及び三次市教育委員会会議規則第2条の規定により，三次市教育委員会委員長を選任されたい。

平成25年5月10日提出

三次市教育委員会